

窓口受取 ・ 郵送を希望します。

必ずどちらかに○をして下さい。

様式第1号（第2条関係）

竹原市営駐車場月極利用許可申請書

申請者	住所	〒 電話番号：（ ） —
	氏名	⑩

※所有者または使用者が法人の場合、主に運転する方の名前も欄内に記入してください。

所有者 (使用者)	住所	〒 電話番号：（ ） —			
	氏名	⑩			
車種		車名		型式	
車両番号					
利用駐車場		竹原港市営駐車場 ・ 北崎市営駐車場			
利用期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日			

下記の「利用許可の条件」を承諾のうえ、自動車車検証の写しを添付し申し込みます。

令和 年 月 日

竹原市長 様

利用許可の条件

- 申請者は、指定された区域内とし、使用許可を得た車両以外の車両は駐車できません。
- 使用許可証は、車両内の外部から見やすい位置に表示してください。
- 使用料金は、竹原市駐車場設置及び管理条例で定める額を、使用する月の前月末日までに納入してください。
なお、使用期間に1ヶ月に満たない端数が生じても、その端数は、1月として算定します。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第158条第1項及び第158条の2第1項の規定により、使用料の徴収及び収納について事務委託しております。納付及び領収書発行の方法については、その者が指定する方法に従っていただくことになります。また、それに伴い、その者が業務上知りうる申請者の個人情報、を、取り扱うことについては同意したこととします。
- 申請者又はその他申請者に関係する者が故意または過失により、駐車場の施設もしくは駐車中の他の車両等に損害を与えたときは、申請者の責任において現状に復すか、又は損害を賠償していただくことになります。
- 市は、駐車場で生じた、盗難、衝突及び破損、人身事故、火災、水害、天災等による事故や被害に対して一切の責任を負いません。また、第三者が無断で駐車した場合も市はその責を負いません。
- 工事その他の理由により駐車場の使用を一時休止する場合は駐車できません。なお、使用を休止しても料金は返還しません。
- 使用方法について指示に従わないとき又は駐車場の管理に支障があるとき、駐車場の使用をお断りすることがあります。

(裏面)

申請書記入についての注意事項

- 1 申請者の住所と氏名は、郵便物を必ず受領できる住所氏名を記入してください。
電話番号は、すぐに連絡がつく番号を記入してください。法人の場合、代表者名を記入し、法人印を捺印してください。使用料を振込で行う場合、振込依頼人と申請者が同じになるように注意して記入してください。
- 2 所有者（使用者）の住所と氏名は、車検証と同じものを記入してください。電話番号は、すぐに連絡がつく番号を記入してください。
- 3 車種、車名、型式、車両番号は、車検証と同じものを記入してください。
- 4 同一車両番号で、竹原港市営駐車場及び北崎市営駐車場の重複申請は出来ません。